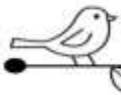


給食だより








平成29年 4月号
さいたま市立宮前小学校
校長 玉井 康仁
栄養教諭 秋山 昌代

～学校給食について～

学校給食は、教育活動の一環として特別活動に位置づけられています。成長期にある子どもたちに、食生活に関する知識や理解を深めていくことをはじめ、心の交流の場としても大きな意義をもっています。子どもたちが、生涯にわたって健康でいられるように、学校と家庭との連携を大切にし、指導してまいりたいと思います。今年度も、学校給食に対して、御理解と御協力をお願いいたします。

学校給食の目標

<p>(1) 適正な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。</p> 	<p>(5) 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。</p> 
<p>(2) 日常生活における食事について正しい理解を深め健全な生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。</p> 	<p>(6) 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。</p>
<p>(3) 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。</p> 	<p>(7) 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。</p> 
<p>(4) 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。</p>	

「学校給食法」(文部科学省)より

給食回数と給食費

- 給食回数は、年間185回です。(1年生は180回)
- 給食費は、1か月4100円です。(8月の給食費(2日分)は9月分に含めることとし、11か月徴収。一食244円)
- 1年生の給食費は、4月のみ2880円です。



※ 給食費は、すべて食材費に使用します。そのため未納のご家庭がありますと、一食244円の食事内容で、給食を提供することができなくなります。給食費は忘れずに納めてください。

※ 給食費の返金は、連続5日を超えての欠食の場合が対象となります。届出の翌々給食実施日から返金となります。連続5日以内の欠食は返金しません。

